

市原市公告第 4 9 号

有価物の売払いについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び市原市契約規則（昭和 6 2 年市原市規則第 3 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 1 日

市原市長 小出 譲治

1 一般競争入札に付する事項

No.	件名	納入場所	入札に付する物品	予定数量
1	有価物売払（アルミプレス）	市原市福増 124-2 （福増クリーンセンター）	アルミプレス（資源）	209 t
			アルミプレス（破砕後）	35 t
2	有価物売払（鉄プレス等）	市原市福増 124-2 （福増クリーンセンター）	鉄プレス（破砕後）	308 t
			鉄（破砕前）	145 t
			焼却缶	97 t
3	有価物売払（古紙類）	市原市福増 124-2 （福増クリーンセンター）	新聞	349 t
			雑誌	728 t
			ダンボール	870 t
			紙パック類	8 t
4	有価物売払（古布）	市原市福増 124-2 （福増クリーンセンター）	古布	193 t
5	有価物売払（ペットボトル）	市原市福増 124-2 （福増クリーンセンター）	ペットボトル	318 t

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

【共通事項】

- （1）当該財産に関する事務に従事する職員でない者
- （2）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- （3）公告日から起算して、前 2 年以内に手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- （5）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- （6）市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者

- (7) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属する者でないこと
- (9) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (10) 市原市税の滞納がないこと

#### 【個別事項】

有価物売払（鉄プレス等）に参加する者は、共通事項に加え、次の条件を満たす者とする。

市原市福増クリーンセンターから半径15kmの圏内で、市原市が搬入する鉄プレス及び焼却缶を十分に保管できる敷地及び施設を所有若しくは賃貸借している者で、当該保管施設の床が、アスファルト又はコンクリート舗装で搬入トラック（4t平ボディ車及び4tアームロール車）に十分耐える構造であること

有価物売払（古紙類）に参加する者は、共通事項に加え、次の条件を満たす者とする。

市原市福増クリーンセンターから半径15kmの圏内で、市原市が搬入する古紙類を十分に保管できる敷地及び施設を所有若しくは賃貸借している者で、当該保管施設の床が、アスファルト又はコンクリート舗装で搬入トラック（4t塵芥車及び4tアームロール車）に十分耐える構造であること

#### 3 申請用紙及び入札案内書、契約条項等の配布

(1) 配布期間 令和6年2月1日から令和6年2月16日まで

※ただし、土・日及び祝日を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

※ただし、正午から午後1時00分までを除く。

(3) 配布場所 市原市役所第2庁舎 2階 総務部 契約検査管財課

※申請用紙等は、市原市WEBサイト上では令和6年3月5日までダウンロードできる。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6023705dece4651c88c17e0d>

#### 4 入札参加申請

本入札の参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和6年2月1日から令和6年2月16日まで

※ただし、土・日及び祝日を除く。

(2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

※ただし、正午から午後1時00分までを除く。

(3) 提出場所 市原市役所第2庁舎 2階 総務部 契約検査管財課

(4) 提出部数 1部

(5) 入札参加資格の確認結果通知

令和6年2月26日に郵送（簡易書留）により通知予定。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和6年3月4日までに契約検査管財課長に書面を持参して行わなければならない。

回答は、説明を求められた日から7日以内に書面で行う。

## 5 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、質問回答書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。質問がない場合は、質問回答書を提出する必要はない。

(1)受付期間 令和6年2月1日から令和6年2月16日まで

(2)提出先 市原市役所 環境部 福増クリーンセンター

電子メールアドレス：fukumasu@city.ichihara.lg.jp

(3)回答方法 令和6年2月26日に市原市WEBサイトで公開する。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6023705dece4651c88c17e0d>

## 6 入札方法等

(1)入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は以下のとおりとする。

件名	入札書に記載する金額
有価物売払（アルミプレス）	仕様書に記載された品目ごとの金額（1トン当たりの単価及び予定数量をかけた額）とその合計額（消費税及び地方消費税を除く）
有価物売払（鉄プレス等）	
有価物売払（古紙類）	
有価物売払（古布）	1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く）
有価物売払（ペットボトル）	

(2)入札書は指定された日時に持参しなければならない。

(3)入札回数は2回までとする。

(4)入札時間に遅れた者は入札に参加できない。

(5)契約締結権限者以外の者が入札する場合は、入札時に委任状を提出しなければならない。提出のないときは、入札に参加することはできない。

## 7 入札の場所及び日時

(1)入札場所 市原市役所第2庁舎 3階 2302会議室（入札室）

(2)入札日 令和6年3月5日

(3)入札時間

No.	件名	入札時間
1	有価物売払（アルミプレス）	午前10時00分
2	有価物売払（鉄プレス等）	午前10時20分
3	有価物売払（古紙類）	午前10時40分
4	有価物売払（古布）	午前11時00分
5	有価物売払（ペットボトル）	午前11時20分

## 8 売却予定価格

非公表

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 10 入札に関する注意事項

- (1) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札書及び委任状には、件名及び納入場所をこの公告の記載に従い正確に記入すること。
- (3) 入札者が代表者又は受任者以外の者（代理人）である場合においては、入札書にはその者の印のほか、代表者印（受任者使用印）を押すこと。
- (4) 代表者又は受任者以外の者（代理人）が入札を行う場合において、委任状の提出がないときは、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により入札執行前に提出すること。

### 11 落札者の決定

売却予定価格以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

### 12 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

### 13 入札保証金

免除

### 14 契約保証金

契約保証金は、契約金額（1 tあたりの単価。消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量をかけた額の100分の10以上の額の納付または契約保証金に代わる担保を付するものとする。

### 15 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとする。（但し、個人名及び個人の住所については除く）。

- (1) 落札者名
- (2) 落札者の住所
- (3) 落札金額
- (4) 入札参加者名
- (5) 入札金額

### 16 契約書の作成

落札者は落札日の翌日から起算して原則5日以内（土・日及び祝日を除く）に契約を締結しなければならない。

## 17 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。
- (4) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。
- (5) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

## 18 問い合わせ先

### 入札執行課

市原市役所 総務部 契約検査管財課 契約係

電話番号 0436 (22) 1111 (内線) 2582・2583

0436 (23) 9824 (直通)

### 事業及び契約担当課

市原市役所 環境部 福増クリーンセンター

電話番号 0436 (36) 1185 (直通)

FAX 番号 0436 (36) 1931